

**私設取引システム取引説明書 新旧対照表 (2020年3月23日)**

(下線部分変更箇所)

新	旧
<p><b>4. 取引ルール</b></p> <p>2. 取扱銘柄</p> <p><u>国内金融商品取引所に上場する銘柄のうち、ジャパンネクスト社が指定する銘柄とします。</u></p> <p><u>※ただし、「4. 取引ルール、12. 売買取引の停止または制限」に記載された各事項に該当する場合等、当社では取扱わない銘柄もあります。</u></p> <p>4. 注文の方法</p> <p>当社では、PTS を指定しての注文は受付けておりません。<u>注文市場設定に「SOR 指定」を選択されているお客さまが、SOR 対象銘柄の売買注文を行われる場合、次の通り取扱われます。</u></p> <p>① 成行注文の場合</p> <p>当社の最良執行方針に基づき PTS での執行となった場合、最良執行判定時における金融商品取引所（当社優先市場）最良気配価格の指値注文として執行いたします。その際には、指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、約定が成立しなかった場合、又は一部約定となった場合には、金融商品取引所（当社優先市場）へ成行注文として執行いたします。</p> <p>② 指値注文の場合</p> <p>当社の最良執行方針に基づき PTS での執行となった場合、金融商品取引所（当社優先市場）最良気配価格と指値を比較して、有利となる価格で発注いたします。その際についても、指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、約定が成立しなかった場合、又は一部約定となった場合には、金融商品取引所（当社優先市場）へ当初の指値注文として執行いたします。</p> <p align="right">(2020年3月23日)</p>	<p><b>4. 取引ルール</b></p> <p>2. 取扱銘柄</p> <p><u>SOR 対象銘柄</u></p> <p><u>※売買注文を行う際の注文確認画面において、「市場：SOR」と表示されている銘柄が該当します。</u></p> <p>4. 注文の方法</p> <p>当社では、PTS を指定しての注文は受付けておりません。SOR 対象銘柄の売買注文を行われる場合、次の通り取扱われます。</p> <p>① 成行注文の場合</p> <p>当社の最良執行方針に基づき PTS での執行となった場合、最良執行判定時における金融商品取引所（当社優先市場）最良気配価格の指値注文として執行いたします。その際には、指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、約定が成立しなかった場合、又は一部約定となった場合には、金融商品取引所（当社優先市場）へ成行注文として執行いたします。</p> <p>② 指値注文の場合</p> <p>当社の最良執行方針に基づき PTS での執行となった場合、金融商品取引所（当社優先市場）最良気配価格と指値を比較して、有利となる価格で発注いたします。その際についても、指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、約定が成立しなかった場合、又は一部約定となった場合には、金融商品取引所（当社優先市場）へ当初の指値注文として執行いたします。</p> <p align="right">(2019年4月1日)</p>

以上